

5 酒 税 率 一 覧 表

(平成15年5月1日～)

種類等	アルコール分等	1 kl 当たり税金
清酒	15度以上16度未満 16度以上 8度以上15度未満 8度未満	140,500円 15度を超過する1度ごとに9,370円加算 15度を下る1度ごとに9,370円減算 74,910円
合成清酒	15度以上16度未満 16度以上 8度以上15度未満 8度未満	94,600円 15度を超過する1度ごとに6,307円加算 15度を下る1度ごとに6,307円減算 50,451円
租税特別措置法第87条の3適用分	25度以上26度未満 26度以上 21度以上25度未満 13度以上21度未満 8度以上13度未満 8度未満	248,100円 248,100円に25度を超過する1度ごとに9,924円加算 248,100円から25度を下る1度ごとに9,924円減算 198,480円 129,012円から13度を下る1度ごとに9,924円減算 79,392円
しょうちゅう	25度以上26度未満 26度以上 21度以上25度未満 21度未満	248,100円 25度を超過する1度ごとに9,924円加算 25度を下る1度ごとに9,924円減算 198,480円
みりん	13.5度以上14.5度未満 14.5度以上 8度以上13.5度未満 8度未満	21,600円 13.5度を超過する1度ごとに1,600円加算 13.5度を下る1度ごとに1,600円減算 12,000円
租税特別措置法第87条の3適用分	25度以上26度未満 26度以上 21度以上25度未満 13度以上21度未満 8度以上13度未満 8度未満	248,100円 248,100円に25度を超過する1度ごとに9,924円加算 248,100円から25度を下る1度ごとに9,924円減算 198,480円 129,012円から13度を下る1度ごとに9,924円減算 79,392円
ビール		222,000円
果実酒類	果実酒 甘味果実酒	70,472円 13度未満 13度以上 103,722円 12度を超過する1度ごとに8,644円加算
ウイスキー類	40度以上41度未満 41度以上 38度以上40度未満 38度未満	409,000円 40度を超過する1度ごとに10,225円加算 40度を下る1度ごとに10,225円減算 378,325円
スピリッツ類	38度未満 38度以上	367,188円 37度を超過する1度ごとに9,924円加算
リキュール類	13度未満 13度以上	119,088円 12度を超過する1度ごとに9,924円加算

種類等	アルコール分等	1 kl 当たり税金		
雑酒	発泡酒	麦芽の使用割合50%以上 麦芽の使用割合25%以上50%未満 その他のもの	222,000円 178,125円 134,250円	
	粉末酒		320,500円	
	その他の雑酒	その性状がみりに類似するもの	13.5度以上14.5度未満 14.5度以上 8度以上13.5度未満 8度未満	21,600円 13.5度を超過する1度ごとに1,600円加算 13.5度を下る1度ごとに1,600円減算 12,000円
		租税特別措置法第87条の3適用分	25度以上26度未満 26度以上 21度以上25度未満 13度以上21度未満 8度以上13度未満 8度未満	248,100円 248,100円に25度を超過する1度ごとに9,924円加算 248,100円から25度を下る1度ごとに9,924円減算 198,480円 129,012円から13度を下る1度ごとに9,924円減算 79,392円
		その他のもの	13度未満 13度以上	103,722円 12度を超過する1度ごとに8,644円加算

(注) 次の表に掲げる酒類で、アルコール分が13度未満(リキュール類は12度未満)のものに対する1kl当たりの税率は、同表の区分に従い、次の算式により計算した金額である。
(酒税法第22条2項、租税特別措置法第87条の2の適用)

酒 類		基 準	基 準 税 率
種 類	品 目	アルコール分	
しょうちゅう		25度	248,100円
果実酒	果実酒 甘味果実酒	12度 12度	70,472円 103,722円
ウイスキー類		40度	409,000円
スピリッツ類	スピリッツ	37度	367,188円
リキュール類		12度	119,088円
雑酒	その他の雑酒 (その他のもの)	12度	103,722円

印を付した果実酒類及び雑酒(その他の雑酒(その他のもの))は発泡性を有するものに限る。

(算式)

$$\text{当該酒類に対する税率} = \frac{\text{当該酒類の基準税率}}{\text{当該酒類の基準アルコール分}} \times \text{当該酒類のアルコール分の度数} \times (8 \text{度未満の場合には} 8 \text{度})$$

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

区 分		容 量	アルコール分	代表的な 小売価格	酒 税 額	消費税額	酒税等負担率 + / +
種 類 等							
		mℓ	%	円	円	円	%
清酒(旧1級クラス)		1,800	15.0	1,835	252.90	91.75	17.9
しょうちゅう	甲 類	1,800	25.0	1,370	446.58	68.50	35.8
	乙 類	1,800	25.0	1,564	446.58	78.20	32.0
ビ ー ル		633	5.0	321	140.52	16.05	46.5
ウ イ ス キ ー		700	40.0	1,510	286.30	75.50	22.8
発 泡 酒		350	5.5	145	46.98	7.25	35.6

- (注) 1 「代表的な小売価格」は、平成15年5月現在のメーカー希望小売価格(消費税抜き)を掲げた。
 2 ビールの「代表的な小売価格」は、容器保証金(5円)込みの価格である。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位：%)

種 類 等	年 度											
	昭 25	35	45	55	平 元	2	4	6	8	9	10~ (現行)	
清酒(旧1級クラス) (1.8ℓ)	77.1	58.5	35.3	24.1	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9	
しょうちゅう甲類(25度) (1.8ℓ)	69.7	37.0	19.9	10.9	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8	
ビ ー ル (大 び ん)	77.4	56.1	47.9	42.5	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5	
ウ イ ス キ ー	64.0	52.7	46.2	47.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8	

- (注) 1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。
 2 ウイスキーについては、平成6年度まではアルコール分「43度」、8年度以降については「40度」で、酒税等の負担率を計算した。